

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年10月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年10月20日から同年11月9日まで縦覧に供する。

令和3年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 新池地区	丸亀市産業文化部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 咲屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上新開地区	〃
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 樋ノ口1号地区	〃
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 松ヶ鼻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上法用水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 南岸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 袖村地区	〃